

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成 30 年 9 月 11 日（火）午前 10 時～午前 10 時 16 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委 員 長 櫻井伸賢 副委員長 榊谷規子 委 員 大野慎治
委 員 塚本秋雄 委 員 相原俊一 委 員 須藤智子
委 員 梅村 均

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設
部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴
行政課長 佐野 剛、同行政グループ長 佐藤信次

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 56 号	岩倉市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について	全員賛成 原案可決

総務・産業建設常任委員会（平成30年9月11日）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、皆様、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案1件であります。これを議題といたします。

当局から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

今回の委員会付託の件もなんですが、その前に、先週の9月4日の台風21号の被害、新聞報道等もされておりますけれども、五条川の桜並木、あるいはほかの施設を含めてかなりの被害があるということで、現在その対応、また被災状況の取りまとめといったところも取り組んでいるところであります。

また、詳細がまとまりましたら、議会のほうにも報告をさせていただきたいと、報告及びご相談等をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

また、その後、北海道では大きな地震がございました。多くの方も亡くなっていらっしゃると思いますので、非常に心が痛むところでありますけれども、実は私の友人が札幌市に住んでおります。毎日メールで連絡をとっておるんですけれども、とりあえず市内は清田区というのは非常に被害が大きかったわけですが、私の友人は北区に住んでおりますけど、とりあえず電気まで復旧したという話でした。

きょうも、新聞で北海道地区を中心としたコンビニのチェーンの活動というんですかね、日ごろの対応といったものが記事として掲載されておりました。そうした経験も踏まえて、新たな次の対応をしていくというんですかね、対策をしていくというのもやっぱり重要なことなんだろうなあというふうに思いました。

その中で、少し話が長くなって申しわけありませんけれども、この先週の土曜日、8日に北小学校区で地域合同防災訓練を計画しておったんですが、あいにくと雨になってしまいまして実施ができませんでした。また、今後、ほかの小学校区でも計画をしておりますので、そうした今回の被害というんですかね、自然災害といったものに対応していけるように日々訓練、あるいは心構えも備えていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

それで、今回は議案とすれば1本、条例改正の御審議をお願いするわけで

あります。関係職員も出席させていただいておりますので、いろいろな御審議、あるいは御意見等をいただきながら、慎重に御審議をいただければと思います。よろしくお願いします。

◎委員長（櫻井伸賢君）　ありがとうございました。

それでは、議案第56号「岩倉市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

8月27日の本会議で提案理由説明が行われております。当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますけど、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君）　御異議なしと認めます。

それでは質疑に入ります。

御質問のある方、どうぞ。

◎委員（梅村　均君）　今回の条例の一部改正でありますけれども、選挙のときのビラの作成を公費負担できるという内容でございます。今まで市長のほうはできました。公費負担で限度額があるもののやれていた。それを議員のほうにも広げていくという内容のものでありますけれども、参考までにでございますが、こういった公費負担でございますが、実際15名が使ったとした場合は45万円ほどになりまして、20名がもし使うとすると60万ほどが公費負担になるということでもあります。そういったものでありますけれども、参考までに県内の動向というのはつかんでおられるのでしょうか。この件に関する県内の動向をお聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　県内自治体の状況ということで、つかんでいる情報をお伝えさせていただきます。

まず、改正済みの自治体でございますが、4市ございます。瀬戸市、尾張旭市、日進市、津島市ということです。今議会で改正する予定というふうに聞いているのが、岩倉市も含めて9市ございます。あと12月議会で提案予定というところで、24市ということで聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（相原俊一君）　これというのは、1人4,000枚ということですよ。それで枚数、種類というか、そのことについては触れていないような気がするんですけども、何種類までオーケーなのか教えてください。

◎行政課主幹（佐藤信次君）　種類につきましては、2種類までというふうに決まっておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君）　そのほか質疑どうですか。

◎委員（塚本秋雄君）　公費の負担額の上限と単価の限度額、聞いています

けれども、この単価の決め方について説明をお願いしたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） もともと条例のほうで、今回の改正内容には入っておりませんが、第4条で単価については7円51銭というふうに規定されております。ただ、もともと根拠がございまして、こちらは公職選挙法の施行令でございしますが、こちらの第109条の8というところで同額の7円51銭という規定がありますので、こちらをもとに岩倉市の条例でも定まっているということでございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質問。

◎委員（大野慎治君） ビラは、新聞折り込みは市議員でも可能でしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 新聞折り込みによる方法は可能でございます。

なお、それ以外での頒布方法というのは制限がございまして、今、議員がおっしゃった新聞折り込みのほかに、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場、街頭演説の場所ということで、この4つに限られているということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質問ある方。

◎副委員長（榎谷規子君） 先ほど単価7円51銭の根拠を条例のほうで決められているというのがありましたが、公費負担の限度額ということで7円51銭掛ける4,000枚で3万40円になっているんですが、もっと低く1枚単価ができるようなときには、その3万40円に納まれば枚数をふやすということとはできないんですよね、その確認をお願いします。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 枚数は定まっておりますので、この枚数を、単価を下げてふやすということではできませんので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） 4,000枚という数なんですけれど、お隣の江南なんかは人口が2倍でも4,000枚と聞いたんですが、人口というか有権者の割合での枚数とか、そこら辺はどうなっているんでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらについては、市の場合は指定都市かそうでないかということで公職選挙法のほうで違いがあるだけでございまして、一般市の中でいけば、人口が多くても少なくても同じ4,000枚ということでございますので、よろしく願いいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） じゃあ、人口が少ないところも多いところも一般市では同じということなんですね。

次に、財源なんですけど、市議員選挙の場合はその市だけの財源なのか、国や県の負担割合とかはないのかお聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらの公費負担については、公職選挙法上

も無料とすることができるという規定になっておりまして、条例を定めるかどうかというのは自治体ごとに判断をするということになっておりますので、このビラの作成に係る公費負担の部分は、国や県から財源としていただけるという話はないものと考えております。

◎副委員長（梶谷規子君） 国や県の財源負担は全然ないということで、やはり公費負担、公営の場合、あと３種類ですか、車の借用だとか当日のポスター費用だとか車だとか、そういったのも同じように市議会議員選挙のときには財源は市だけということになると、これを含めるとどれぐらいの予算を、新年度予算で組むんですよね、今度補正はなっていないから。どれぐらいを見込んでいらっしゃるのか、お聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 済みません、今から予算をまさに立てる段階でして、ちょっと今具体的に総額を幾らというのも、手持ちもございませんので何とも申し上げられませんが、先ほど最初に梅村委員さんがおっしゃっていた、人数掛ける7.51円掛ける4,000枚というところはふえるのかなというところにとどめたいと思います。

◎副委員長（梶谷規子君） 済みません、具体的な運用についてお伺いしたいんですが、事前審査の際に具体的なものを見せなくちゃいけないということでやっていましたよね、当日のポスターだとか選挙公報の原稿とか、やっぱりこのビラについても事前審査の際に具体的なものを提示するという形になるのでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 基本的には事前の審査の際に現物をお見せいただくということで、お願いのレベルですけど、させていただきたいと思います。それにつきましては、頒布責任者ですとか印刷者の氏名というものをきちんと書かれているかという確認ですとか、あとは大きさですね、A4サイズまでというふうに定まっておりますので、そこら辺のところも確認をさせていただくという目的でございます。よろしくお願いします。

◎副委員長（梶谷規子君） これって、一枚一枚証紙を張るという形のビラになっていくのでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらは、証紙を張っていただいた上で頒布をしていただくということの取り扱いでございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑がありましたけれども、それぞれ議員さんからの発言で議員相互間で確認をしておきたいこととか、お聞きになりたいことがございま

したら御発言ください。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） なしと認めます。

それでは、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はありませんでした。

それでは、採決に入ります。

議案第56号「岩倉市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第56号は、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の本会議における委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、閉会中の継続審査の書面を配付する間、休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それじゃあ、休憩を閉じて再開をいたします。

閉会中に行政視察ということで、今まで協議会の中でお諮りをいたしまして、皆様のほうからもこれを調査したいという項目をいただきまして、日程調整等が終わっております。その項目を閉会中の継続審査事項として、大まかに大きい項目でまとめさせていただきました。

デマンド交通と農業に関することと公共施設の再配置に関するということ、この後視察に出かけますので、この3項目について閉会中の継続審査事項として議長のほうに申し出たいというふうに思います。

何か加えておきたいなとか、いやここはこうじゃないかというような文面について、御意見があれば頂戴をいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） わかりました。

それじゃあ御異議ございませんので、以上3点、閉会中の継続審査事項と

して議長に申し入れさせていただきます。

それでは、以上をもちまして総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。